

添付法令資料 4 :

電子取引プラットフォーム・プロバイダーに関する 2019 年 10 月 31 日付
インドネシア中央銀行理事会規定 No.21/19/PADG/2019 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 許可 (第 2 条ないし第 7 条)
- 第 3 章 原則の承認
 - 第 1 節 原則の承認の提出 (第 8 条及び第 9 条)
 - 第 2 節 原則の承認のプロセス (第 10 条ないし第 12 条)
- 第 4 章 事業許可
 - 第 1 節 事業許可の提出 (第 13 条及び第 14 条)
 - 第 2 節 事業許可のプロセス (第 15 条ないし第 18 条)
- 第 5 章 サービスの利用者 (第 19 条)
- 第 6 章 取引実施設備 (第 20 条)
- 第 7 章 手段及び／又は取引の種類 (第 21 条)
- 第 8 章 取引実施設備の種類、手段及び／又は取引の種類、電子システム、所有構造、事業体の名称、監査役会の編成並びに取締役会の編成の変更
 - 第 1 節 取引実施設備の種類、手段及び／又は取引の種類並びに電子システムの変更 (第 22 条ないし第 28 条)
 - 第 2 節 所有構造、事業者の名称、監査役会の編成及び取締役会の編成の変更 (第 29 条ないし第 35 条)
- 第 9 章 コーポレートアクション (第 36 条ないし第 40 条)
- 第 10 章 義務及び禁止
 - 第 1 節 情報提供 (第 41 条及び第 42 条)
 - 第 2 節 エクイティの合計の維持 (第 43 条及び第 44 条)
 - 第 3 節 インドネシア銀行システムとの接続 (第 45 条)
 - 第 4 節 プルデンシャル原則の適用及びリスク・マネジメント (第 46 条ないし第 48 条)
 - 第 5 節 禁止 (第 49 条及び第 50 条)
 - 第 6 節 報告手続 (第 51 条ないし第 53 条)
- 第 11 章 監督
 - 第 1 節 監督手続 (第 54 条ないし第 56 条)
 - 第 2 節 評価結果に基づく許可の取消し (第 57 条)
- 第 12 章 制裁賦課外における許可の取消しに係る手続 (第 58 条)
 - 第 1 節 破産を宣告された電子取引プラットフォーム・プロバイダー (第 59 条)
 - 第 2 節 電子取引プラットフォーム・プロバイダーの株式保有者の要求 (第 60 条及び第 61 条)

- 第 13 章 制裁賦課手続
 - 第 1 節 制裁 (第 62 条)
 - 第 2 節 エクイティの合計の維持義務に係る制裁 (第 63 条)
 - 第 3 節 支配株主の制裁 (第 64 条)
- 第 14 章 連絡 (第 65 条)
- 第 15 章 経過規定 (第 66 条)
- 第 16 章 終則 (第 67 条)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所